

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場
指定管理者募集要項

石川県文化観光スポーツ部
スポーツ振興課
令和8年8月

[目 次]

1	対象施設の概要	1
2	施設管理の基本的な考え方	1
3	指定管理の業務	1
4	指定管理が行う管理の基準	1
5	指定の期間	2
6	応募資格	2
7	応募の方法	3
8	提案を求める事項	4
9	選定の方法	5
10	責任分担	7
11	質問事項の受付	7
12	現地説明会の実施	8
13	無効又は失格	8
14	協定の締結	8
15	今後のスケジュール	9
16	その他	9
17	様 式	10

(別添) 指定管理者制度におけるスライド制度の基本的な考え方

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場指定管理者募集要項

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

- ①石川県立武道館（以下「武道館」という。）
 - ②石川県立武道館分館兼六園弓道場（以下「兼六園弓道場」という。）
 - ③石川県立卯辰山相撲場（以下「卯辰山相撲場」という。）
- ※3施設を一括管理していただきます。

(2) 所在地

- ①武 道 館 石川県金沢市小坂町西8番地3
- ②兼六園弓道場 石川県金沢市石引4丁目18番地1（石川護国神社内）
- ③卯辰山相撲場 石川県金沢市末広町

(3) 施設の沿革

- ①武 道 館 昭和53年9月竣工（屋内相撲場 平成20年9月竣工）
- ②兼六園弓道場 昭和38年5月竣工
- ③卯辰山相撲場 昭和37年9月竣工

(4) 施設の概要

- ①武 道 館 土地 18,458.04 m²
建物 本館棟 鉄骨鉄筋コンクリート造5階建一部4階
建築面積 1,362.01 m²
会議棟 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 建築面積 257.93 m²
弓道棟 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 建築面積 580.19 m²
相撲棟 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 建築面積 917.00 m²
柔道場3面、剣道場3面、会議室
近的場12人立、遠的場6人立
本土俵1、練習土俵2、多目的室
- ②兼六園弓道場 土地 909.08 m²
建物 射場 木造 建築面積 178.26 m²
的場 木造 建築面積 36.45 m²
- ③卯辰山相撲場 土地 11,837.58 m²
本部役員席 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 24.00 m²
土俵上屋 鉄骨平屋建アスファルト葺
水洗式便所棟 鉄筋コンクリート造平屋建 49.50 m²
倉庫兼救護室 鉄骨造平屋建 30.70 m²

※詳細は、別紙「石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場指定管理仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

2 施設管理の基本的な考え方

- (1) 武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場は、本県武道振興の中核的拠点施設として、「競技力の向上」及び「県民がより武道に親しみやすい環境づくり」を目指して整備されたものであり、設置目的を害しない範囲で適切かつ効率的な施設の管理運営を行うとともに、現サービスを維持し、より質の高いサービスの提供と積極的な利活用促進を図ること。また、周辺の地域住民と良好な関係を築き、施設の円滑な運営を図ること。

- (2) 費用対効果の高い効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- (3) 利用者等の意見・要望を適切に管理運営に反映させ多様なニーズに応えた平等なサービスの提供、利用促進を図ること。

3 指定管理者の業務

- (1) 武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場を利用する者への利便の提供に関する業務
 - (2) 武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場の利用の促進に関する業務
 - (3) 武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場の使用の許可に関する業務
 - (4) 武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場の使用料の徴収に関する業務
 - (5) 武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場の施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるものの他、武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場の管理に関し、知事が必要と認める業務
- ※ なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、清掃、警備、保守点検等一部の業務については、専門の事業者へ委託することができます。
- ※ 詳細は、別紙「仕様書」のとおり。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 適切なサービスの提供を行うこと。
 - (2) 利用者が快適に施設を利用できるよう、施設、設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。
 - ア 地方自治法（第244条、第244条の2）
 - イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令
 - ウ 石川県体育施設条例及び石川県体育施設管理規則
 - エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。
 - オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法
指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。
 - カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）
指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。
 - (5) 感染症が流行した場合は感染防止対策を講じること。
 - (6) その他、別紙「仕様書」のとおり。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

※ 指定の期間は県議会の議決事項となります。

※ 指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の資格を全て満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に事務所を置く又は管理の開始までに置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者

イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの

- ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
- ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

- (7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表者を定めること。
- (8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

7 応募の方法

- (1) 募集要項の配付

①配付期間

令和8年8月10日（月）から10月9日（金）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配付場所

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課（行政庁舎10階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1391

③インターネットによる配布

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sports/sitei_kanrisya/boshur8.html

- (2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類（持参又は郵送の場合、正本1部、副本10部（⑤⑥⑨は正本1部のみ提出）。電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める

ことがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑫は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

①指定管理者指定申請書（別紙様式１）

②指定管理者事業計画書（別紙様式２）

（複数の事業計画書を提出することはできません）

③収支予算書（別紙様式３）

④役員等名簿（別紙様式４）

⑤定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

⑥法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類

⑦貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去３事業年度分）

⑧組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（別紙様式５）

⑨石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類

⑩役員の略歴を記載した書類

⑪主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書

⑫労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

⑬グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式６）

（３）申請書類の提出

①提出期間

令和８年９月１日（火）から１０月９日（金）まで（県の休日を除く）の午前９時から午後５時まで

②提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課（行政庁舎１０階）

〒920-8580 金沢市鞍月１丁目１番地

電話 076-225-1391

※ 郵送の場合、最終日の午後５時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

E-mail : i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

※FAX による提出はできません。

③提出部数（持参又は郵送の場合）

正本１部、副本１０部（副本は正本の複写可）

④留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

オ 申請書類提出後に辞退する場合は、書面によるものとします。

８ 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書（別紙様式２）に記載し

てください。

(1) 管理運営の基本的な考え方

申請理由、管理運営方針等

(2) 維持管理に関する業務

施設、設備の維持管理の考え方、コスト縮減の考え方等

(3) 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等

緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法等

(4) 施設の利活用等の促進に係る取組

施設の利活用等の促進に係る取組等

(5) 管理料の提案

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

① 管理料 47,936千円（単年度）

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

※県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。ただし、管理料に含まれる人件費、光熱水費及びその他物件費について、指定期間中に賃金及び物価水準に一定の変動があった場合、当該年度の管理料に変動の影響を反映させる「スライド制度」を適用します。詳細は、別添「指定管理者制度におけるスライド制度の基本的な考え方」を御参照ください。

※なお、管理費用が管理料と料金収入の総額を上回った場合でも、県が特段の事情があると認めない限り、管理料の補填は行いませんので留意願います。

(6) 利用料金の提案

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

提案に当たっては、石川県体育施設条例に定める額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

料金収入の見込みと実績は次のとおり（消費税及び地方消費税を含んだ額）となっていますので参考としてください。

(参考) 利用者数と使用料収入の実績

	武道館	兼六園弓道場	卯辰山相撲場
令和7年度利用者数	68,582人	10,051人	11,370人
使用料収入	11,286千円	1,529千円	105千円
令和6年度利用者数	74,095人	9,346人	11,556人
使用料収入	11,288千円	1,473千円	101千円
令和5年度利用者数	66,254人	7,973人	11,780人
使用料収入	10,006千円	1,328千円	101千円

(7) 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込

みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

9 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和8年10月（予定）に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が（3）の選定の基準に沿って事業計画書等を評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

なお、申請者の中に適切に管理できると認める団体がいなかった場合は、指定管理者の候補者として選定しません。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である文化観光スポーツ部の部長を委員長とし、文化観光スポーツ部の参事、文化観光スポーツ部の次長、スポーツ振興課長、中小企業診断士、スポーツ振興に関する有識者、利用者代表で構成することとしています。

(3) 選定の基準

選定の基準及び配点は次のとおりとします。

- ① 県民の平等な利用が確保されること（10点）
 - ・ 武道振興のための利用が確保されること
 - ・ 公平な利用及びサービスの提供が確保されること
- ② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること（35点）
 - ・ 維持管理の取り組み内容が適切であること
 - ・ 安全対策の取り組み内容が適切であること
 - ・ 管理料の内容が妥当であること
 - ・ 再委託する場合の内容が適切であること
 - ・ 省エネルギーの取り組み内容が適切であること
- ③ 最少の経費で施設の効用を最大限に発揮できること（35点）
 - ・ 武道館を本県武道振興の中核的拠点施設に相応しい運営が効率的・効果的に運用できる能力を有していること
 - ・ 競技力向上を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・ 生涯スポーツ社会の実現を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・ 利用者の増加を図るためサービス向上などの具体的手法及び期待される効果
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること（20点）
 - ・ 安定的な管理を行うために必要な人員及び組織体制が確保されていること
 - ・ 類似施設の管理実績について
 - ・ 安定的な運営が可能となる経理的基盤について

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

10 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④使用料の収納		○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑦施設・備品の小規模修繕 (施設の運営に伴う美観・機能の回復程度のもの)		○	
⑧施設・備品の大規模修繕 (資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの)			○
⑨個々の業務の委託		○	
⑩施設の法的管理	施設の使用許可、取消し	○	
	施設の目的外使用許可、取消し		○
⑪法令等の変更	施設の設置基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑫需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑬物価の変動	物価上昇によるもの	○	○
	運営に重大な影響を及ぼすもの	協議事項	
⑭税制度の変更	一般的な税制変更(消費税除く)	○	
	消費税の変更		○
⑮保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑯災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑰包括的な管理責任			○

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年8月10日(月)から9月11日(金)の午後5時まで

(2) 受付方法

質問書(別紙様式7)に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。

FAX 076-225-1388

電子メール i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

※電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

(3) 回答方法

回答は、FAX 又は電子メールにより随時行います。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、(4)により、事前に参加申込をしてください。事前に参加申込がない場合は、参加できません。

(1) 開催日時

令和8年8月28日(金) 10時00から1時間30分程度

(2) 集合場所・時間

金沢市小坂町西8番地3

石川県立武道館 1階大会議室

9時50分までに集合してください。

(3) 参加人数

1申請予定者につき3名までとします。

(4) 申込方法

令和8年8月24日(月)までに、現地説明会参加申込書(別紙様式8)に所要事項を記載の上、FAX又は電子メールで提出してください。

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

FAX 076-225-1388

電子メール i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

13 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

(1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 選定に関する不当な要求をした場合

(6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくない
と認められる場合

(8) その他不正な行為があった場合

14 協定の締結

(1) 指定の議決後、武道館、兼六園弓道場及び卯辰山相撲場の管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。

(2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消します。

(3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくない
と認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消します。

15 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和8年	8月10日(月)～10月9日(金)	募集要項の配付
	8月10日(月)～9月11日(金)	質問事項の受付
	8月24日(月)	現地説明会参加申込締切
	8月28日(金)	現地説明会
	9月25日(金)まで	質問事項の回答
	9月1日(火)～10月9日(金)	申請の受付
	10月下旬	選定委員会の開催
	11月	指定管理者の候補者団体の決定
	12月(12月議会)	指定管理者の指定の議決
令和9年	3月まで	協定の締結、事務の引継
	4月1日	中期経営目標の策定、公表 管理の開始

※ 指定管理者の候補者は、令和9年4月1日から円滑に管理を行うため、管理の開始前においても、自己の責任と負担で、体制を整える必要があります。

また、事務引継のために、県との連絡調整の責任者を配置するものとします。

16 その他

(1) 使用言語及び通貨

申請書類及びその他の指定の手続きに際して使用する言語は日本語、通貨単位は円を使用することとします。

(2) 課税に関する留意事項

指定管理者は、納税義務を負う場合があるため、納税に関することは、管轄の税務署等の関係機関に確認すること

17 様式

- (1) 指定管理者指定申請書(別紙様式1)
- (2) 指定管理者事業計画書(別紙様式2)
- (3) 収支予算書(別紙様式3)
- (4) 役員等名簿(別紙様式4)
- (5) 団体概要書(別紙様式5)
- (6) グループ構成員表(別紙様式6)
- (7) 質問書(別紙様式7)
- (8) 現地説明会申込書(別紙様式8)

<お問い合わせ先>

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

TEL: 076-225-1391

FAX: 076-225-1388

電子メール: i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

(別紙様式 1)

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場
指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

石川県知事 山野 之義 様

申請者 主たる事務所の所在地

名 称

代表者氏名

印

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場の指定管理者の
指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 指定管理者事業計画書（別紙様式 2）
- 2 収支予算書（別紙様式 3）
- 3 役員等名簿（別紙様式 4）
- 4 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- 5 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- 6 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去 3 事業年度分）
- 7 組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類（別紙様式 5）
- 8 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証
明する書類
- 9 役員の略歴を記載した書類
- 10 主な業務を行う職員の履歴書及び資格証明書
- 11 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業
者は除く）
- 12 グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類（別紙様式 6）

備考 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

(別紙様式2)

指定管理者事業計画書

団体名

(記載上の注意)

※用紙はA4版縦、様式は自由とします。必要であれば、図表の添付は可能です。

※ページ数は、適宜追加して差し支えありません。

1 管理運営の基本的な考え方

(1) 石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場の指定管理者に申請する理由

(2) 管理運営の方針

- * 県民の平等な利用の確保、利用者へのサービス、利用の促進と経費の節減などの方針について記載すること。

(3) 料金設定の考え方

- * 条例に定める使用料を変更する場合、設定の考え方を記載すること。

(4) 類似施設の管理実績

- * 体育館の管理や科学的トレーニングなどの実績及び本施設における活用方法を記載すること。

(5) 個人情報保護対策

- * 利用者等の個人情報の管理体制や、管理に係る情報の公開に対する考え方について記載すること。

2 維持管理に関する業務

(1) 施設、設備の維持管理の考え方

- * 利用者の快適で安全な利用及び施設、設備等の長期安定使用のための維持管理の考え方について記載すること。

(2) 再委託の考え方

- * 管理業務の一部を再委託する場合には、その業務内容および委託先の選定方法など再委託の考え方を記載すること。

(3) 省エネルギーの取り組み

- * 省エネルギーの取り組みについての実施計画を記載すること。

3 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止（防災）対策

(2) 緊急時の体制・対応

(3) 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法

4 運営に関する業務

(1) 本県武道振興の中核的拠点施設としての運営方法

- * 本県武道振興の中核的拠点施設としての機能を発揮するための具体的な取り組みについて記載すること。

(2) 競技力向上を図るための取り組み

- * 競技力向上を図るための具体的な取り組みについて記載すること。

(3) 生涯スポーツ社会の実現を図るための取り組み

- * 生涯スポーツ社会の実現を図るための具体的な取り組みについて記載すること。

(4) 科学的トレーニングを推進するための取り組み

- * 科学的トレーニングを推進するための具体的な取り組みについて記載すること。

(5) 利用者の増加を図るための取り組み

- * 利用者の増加を図るための具体的な取り組みについて記載すること。

(6) サービス向上を図るための取り組み

- * サービス向上を図るための具体的な取り組みについて記載すること。

5 組織及び職員の配置等

(1) 実施体制

- * 責任者、職員の人選、配置にあたっての考え方及び組織体系図を記載すること

(2) 日常の職員配置

- * 配置する予定の職員すべてについて雇用関係（正規職員、臨時職員等）、勤務時間帯、担当する業務、資格等を記載すること。

[職種等の記載の参考例]

職種(職名)	雇用関係	月勤務 日数	担当する業務内容	資格	人件費 (千円)
計					

(3) 職員の指導・研修体制

- * 職員の職務能力の向上の方策を記載すること。

(4) 管理開始までの計画

- * 円滑な管理開始に向けての準備計画を記載すること。

6 その他

- * 特記事項があれば記載すること。

(別紙様式3)

収支予算書

収入

単位：千円

区 分	R9	R10	R11	R12	R13	備考
管理料						
利用料金収入						
その他						
合 計						

支出

区 分	R9	R10	R11	R12	R13	備考
人件費						
光熱水費						
外部委託費						
清掃委託						
警備委託						
環境衛生管理 委託						
設備維持管理 委託						
植栽維持管理 委託						
その他						
施設修繕費						
広報・印刷製本費						
備品・消耗品費						
保険料						
公租公課						
その他						
合 計						

※区分は例示であり、適宜追加・変更して構いません。

(別紙様式4)

役員等名簿

作成担当者

連絡先

(令和 年 月 日現在の役員等)

氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				役職	住所
		年号	年	月	日		

本様式を暴力団員等でないことの確認のため使用することについて、異議はありません。

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 印

【記入上の注意事項】

1. 法人にあっては役員並びにその支店及び事業所の代表者を、その他の団体にあっては代表者及び役員を記入してください。ただし、「支店及び事業所の代表者」については、石川県との協定締結の権限を有する者が対象です。
2. 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
3. 年号は次のように記入してください。
年号…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H
4. 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
5. グループで申請する場合は、構成団体ごとに提出してください。
6. この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的に

は一切使用しません。

(別紙様式5)

団体概要書

名 称				
事 務 所 の 所 在 地				
代 表 者 氏 名				
従 業 員 数				
沿 革				
主な業務内容				
連絡先	氏 名		電 話	
	部 署 ・ 職 名		F A X	
	E-mailアドレス			

(別紙様式 6)

グループ構成員表

1 グループ名

2 構成員等

(代表となる団体) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(構成員) 主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

(別紙様式 7)

質 問 書

令和 年 月 日

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長 様

F A X 0 7 6 - 2 2 5 - 1 3 8 8

E-mail i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電 話	
F A X	
E-mail	

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場の指定管理者の申請に際して、下記のとおり質問します。

質問事項	
1	〇〇〇〇〇について
2	〇〇〇〇〇について

(別紙様式 8)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

石川県文化観光スポーツ部スポーツ振興課長 様

F A X 0 7 6 - 2 2 5 - 1 3 8 8

E-mail i-sports@pref.ishikawa.lg.jp

所在地	
団体名	
担当者	
部署名	
電 話	
F A X	
E-mail	

石川県立武道館・石川県立武道館分館兼六園弓道場・石川県卯辰山相撲場指定管理者の現地説明会に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

担当部署	参加者氏名	グループの構成員の場合、 その団体名

※ 最大 3 名までとします。

指定管理者制度におけるスライド制度の 基本的な考え方

令和8年8月
石川県

1 目的

近年、全国的に労務費や原材料費等が上昇しており、指定管理施設の経営リスクが増大し、サービスの質の低下を招く恐れがある。

こうしたことを踏まえ、指定管理者による健全な運営管理や、適正な業務の履行確保を目的として、賃金及び物価水準に一定の変動が見られた場合に、指定管理料の見直しを行う仕組み（以下、「スライド制度」という。）を導入する。

2 制度概要

(1) 基本的な考え方

賃金及び物価水準の変動に係る客観的な指標を基に、指定管理料を変更する上限額（以下、「スライド上限額」という。）を算定し、スライド上限額の範囲内で、当該年度の指定管理料の増減を行う。

(2) 対象施設

指定管理者制度を導入している全ての公の施設

(3) 適用開始時期

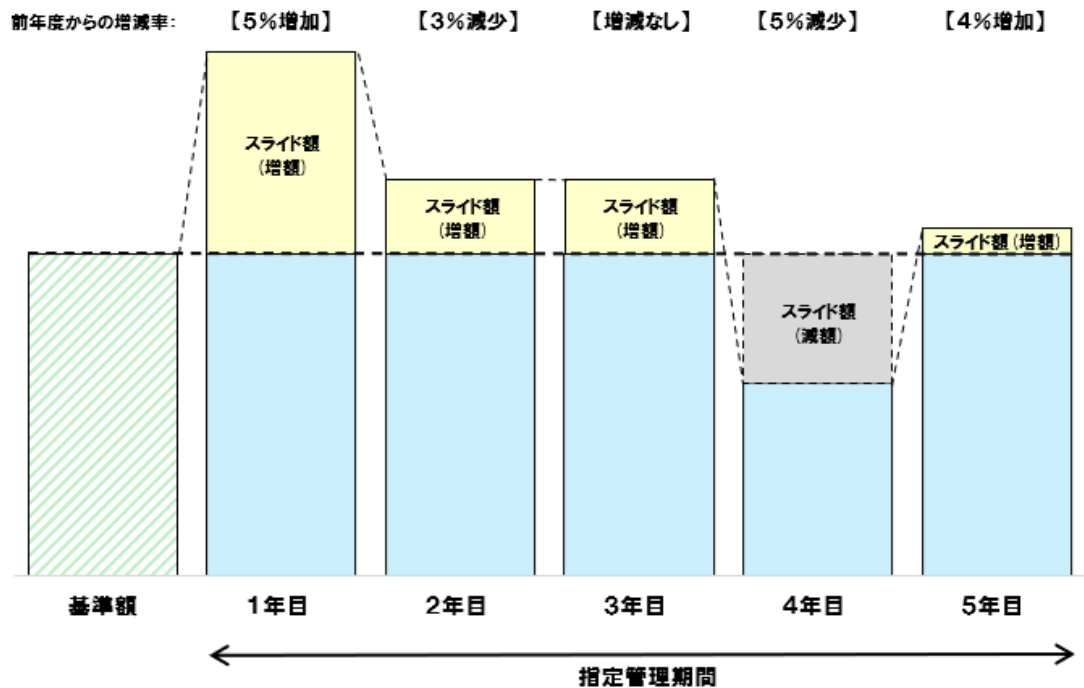
- I 令和9年4月1日以降に指定管理を開始する全ての施設
- II 指定期間中の施設については、令和9年度以降の期間に適用する。

(4) スライド制度を適用する基準

ア 人件費

賃金水準の変動に係る指標（下記(6)ア）を基に算定した変動額の全額について、スライド制度を適用する。

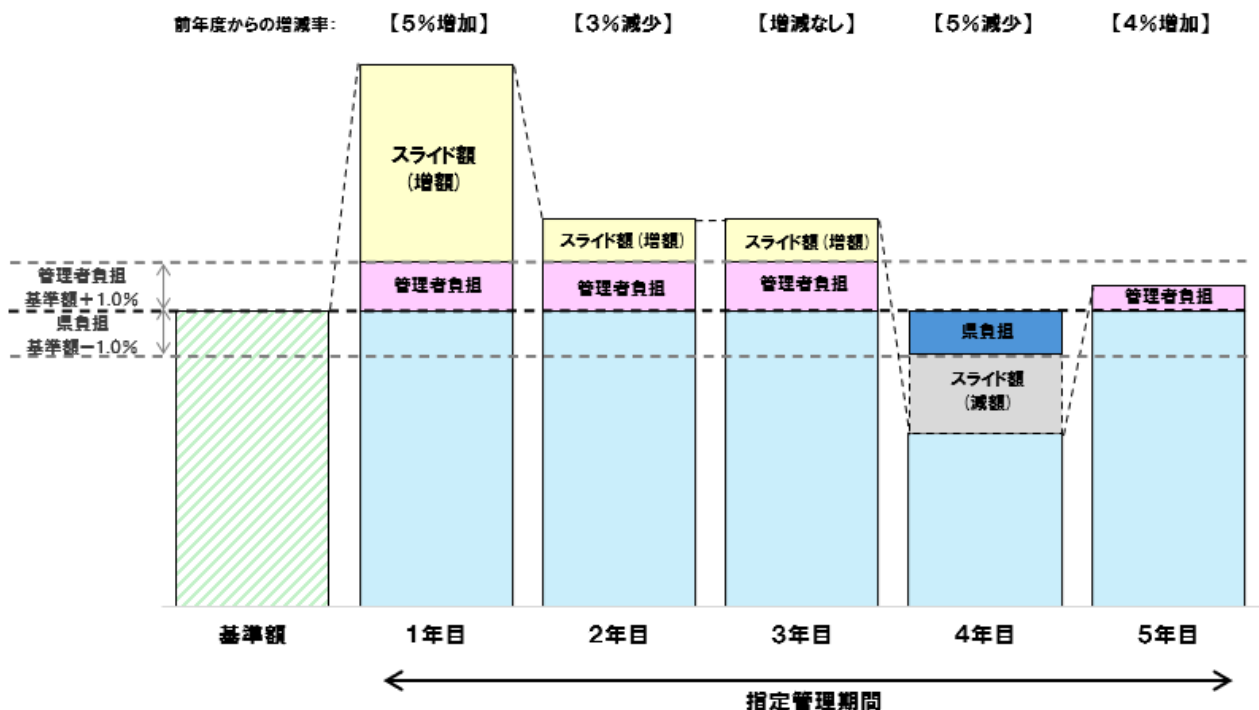
【イメージ図：人件費】



イ 物件費 (光熱水費、その他物件費)

物価水準の変動に係る指標（下記(6)イ①②）を基に算定した変動額から、一定のリスク分担として、基準額の±1.0%を超える部分について、スライド制度を適用する。

【イメージ図：物件費】



(5) 対象経費

指定管理の申請者が指定申請時に県に提出した事業計画書に記載された人件費及び物件費のうち、賃金及び物価水準の変動の影響を受ける経費をスライド制度の対象とする。

ア 人件費

指定管理者が県の指定管理施設において直接雇用する従業員に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金のうち、人件費に係る参照指標に連動させることが適当な経費を対象とする。

なお、指定管理者が J V の場合には、構成団体の従業員（当該施設の管理・運營業務に直接携わる者に限る。）に係る人件費も対象経費に含むものとする。

【参考】労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）抜粋

第 11 条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対象として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

※（対象となる経費）：給料（定期昇給分含む）、管理職手当、超過勤務手当など
（対象外となる経費）：通勤手当、健康診断費など

各指定管理者の給与形態等により手当等の内容や取扱いが異なり、一律的な区分は困難であることから、指定管理者の実情に応じて適切に分類する。

イ 物件費

①光熱水費

申請書類として県に提出した事業計画書に記載された光熱水費に係る経費を対象とする。

②その他物件費

管理施設業務に必要であり、物件費にかかる参照指標に連動させることが適当な経費を対象とする。

※（対象となる経費）：消耗品費、備品購入費、通信運搬費、修繕費、委託料など
（対象外となる経費）：租税公課、支払利息、減価償却費など

各指定管理者の支出形態により支払費目が異なる場合があることから、実情に応じて適切に分類する。

(6) 賃金及び物価水準の変動に係る指標

ア 人件費

石川県人事委員会が毎年度公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」における民間の「月例給」及び「特別給」

イ 物件費

①光熱水費

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課統計情報室が公表する「金沢市消費者物価指数（光熱・水道）」の当該年度の前年度 10 月から当該年度 9 月までの平均

②その他物件費

石川県総務部デジタル推進監室県庁デジタル推進課統計情報室が公表する「金沢市消費者物価指数（総合）」の当該年度の前年度 10 月から当該年度 9 月までの平均